

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 7 月 10 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 47 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年岩手県人事委員会規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第 7 条の 2 勤務時間等条例第 9 条の 2 第 1 項及び給与等条例第 26 条の 7 第 1 項の勤務時間の割振りは、<u>始業時間</u>を午前 8 時から 30 分を単位として午前 9 時までの間に設定することとする。</p> <p>2 勤務時間等条例第 9 条の 2 第 1 項第 1 号及び給与等条例第 26 条の 7 第 1 項第 1 号の人事委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> | <p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第 7 条の 2 勤務時間等条例第 9 条の 2 第 1 項及び給与等条例第 26 条の 7 第 1 項の勤務時間の割振りは、<u>始業時刻</u>を午前 8 時から 30 分を単位として午前 9 時までの間に設定することとする。</p> <p>2 勤務時間等条例第 9 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに給与等条例第 26 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号の人事委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 <u>勤務時間等条例第 9 条の 2 第 1 項第 2 号及び給与等条例第 26 条の 7 第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定めるものは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 2 第 3 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子(当該放課後児童健全育成事業により育成されるものに限る。)</u>を出迎えるため赴く職員とする。</p> |
| <p>3 <u>勤務時間等条例第 9 条の 2 第 1 項第 2 号及び給与等条例第 26 条の 7 第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者で職員と同居しているものとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p>  | <p>4 <u>勤務時間等条例第 9 条の 2 第 1 項第 3 号及び給与等条例第 26 条の 7 第 1 項第 3 号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者で職員と同居しているものとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p>   |
| <p>4 <u>勤務時間等条例第 9 条の 2 第 1 項第 2 号及び給与等条例第 26 条の 7 第 1 項第 2 号の人事委員会規則で定める期間は、2 週間以上の期間とする。</u></p>   | <p>5 <u>勤務時間等条例第 9 条の 2 第 1 項第 3 号及び給与等条例第 26 条の 7 第 1 項第 3 号の人事委員会規則で定める期間は、2 週間以上の期間とする。</u></p>  |
| <p>5 <u>勤務時間等条例第 9 条の 2 第 1 項第 3 号及び給与等条例第 26 条の 7 第 1 項第 3 号の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p>  | <p>6 <u>勤務時間等条例第 9 条の 2 第 1 項第 4 号及び給与等条例第 26 条の 7 第 1 項第 4 号の人事委員会規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p>   |
| <p>第 7 条の 4 勤務時間等条例第 9 条の 2 第 1 項又は給与等条例第 26 条の 7 第 1 項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日の前日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) 子育てを行う職員の場合 次のいずれかの事由<br/>ア・イ [略]</p>   | <p>第 7 条の 4 勤務時間等条例第 9 条の 2 第 1 項又は給与等条例第 26 条の 7 第 1 項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日の前日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) 子育てを行う職員の場合 次のいずれかの事由<br/>ア・イ [略]</p>  |



26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第1項」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第3項において準用する同条第1項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

(子育てを行う職員の時間外勤務の制限)

第7条の9 勤務時間等条例第9条の3第2項及び給与等条例第

26条の8第2項の人事委員会規則で定める者は、第7条の2第2項各号のいずれにも該当する者とする。

第7条の11 勤務時間等条例第9条の3第2項又は給与等条例第

26条の8第2項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができる者であって、第7条の2第2項各号のいずれにも該当することとなった場合

2 時間外勤務制限開始日から起算して勤務時間等条例第9条の

3第2項又は給与等条例第26条の8第2項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) [略]

(2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

3・4 [略]

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第7条の12 前2条(前条第1項第4号並びに第2項第1号及び

第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について

項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第1項」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第3項において準用する同条第1項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

第7条の9 削除

第7条の11 勤務時間等条例第9条の3第2項又は給与等条例第

26条の8第2項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間等条例第9条の3第2項又は給与等条例第26条の8第2項に規定する職員に該当しなくなった場合

(4) [略]

2 時間外勤務制限開始日から起算して勤務時間等条例第9条の

3第2項又は給与等条例第26条の8第2項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) [略]

(2) 当該請求に係る子が9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合

3・4 [略]

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第7条の12 前2条(前条第1項第3号及び第4号並びに第2項

第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職

準用する。この場合において、第7条の10中「第9条の3第2項」とあるのは「第9条の3第3項において準用する同条第2項」と、「第26条の8第2項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第2項」と、前条第1項中「第9条の3第2項」とあるのは「第9条の3第3項において準用する同条第2項」と、「第26条の8第2項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第2項」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。

員について準用する。この場合において、第7条の10中「第9条の3第2項」とあるのは「第9条の3第3項において準用する同条第2項」と、「第26条の8第2項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第2項」と、前条第1項中「第9条の3第2項」とあるのは「第9条の3第3項において準用する同条第2項」と、「第26条の8第2項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第2項」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

第9条の3 勤務時間等条例第13条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

第9条の3 勤務時間等条例第13条第1項第2号の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) [略]

(1) [略]

(2) 当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等

(2) 当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等

(勤務時間等条例第13条第1項第3号の地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該職員となった月の基本日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項においても同じ。))である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

(勤務時間等条例第13条第1項第3号の地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合における当該職員となった月の基本日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数(この号に掲げる職員が再任用職員(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項においても同じ。))又は任期付職員(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年岩手県条例第56号)第2条、第3条又は第4条の規定により採用された職員をいう。第4項においても同じ。))である場合にあっては、それらの者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)

2・3 [略]

2・3 [略]

4 勤務時間等条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日後から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は

4 勤務時間等条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日後から、当該年において職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は

|   |  |
|---|--|
| <p>年次休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、<u>その者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数</u>）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。</p>   | <p>年次休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が再任用職員又は任期付職員である場合にあっては、<u>それらの者の勤務時間等を考慮し、人事委員会が別に定める日数</u>）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。</p>   |
| <p>5～7 [略]<br/>(特別休暇)</p>   | <p>5～7 [略]<br/>(特別休暇)</p>  |
| <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（母性保護のため必要がある場合にあっては8週間、多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき<br/>当該期間内における5日（<u>再任用短時間勤務職員</u>にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間）の範囲内の期間</p> <p>(19)～(25) [略]<br/><u>(介護休暇)</u></p> | <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(17) [略]</p> <p>(18) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（母性保護のため必要がある場合にあっては8週間、多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき<br/>当該期間内における5日（<u>短時間勤務職員</u>にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間）の範囲内の期間</p> <p>(19)～(25) [略]</p> |
| <p>第13条 <u>勤務時間等条例第16条第1項の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。</u></p>   | <p>第13条 削除</p>   |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>   |  |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。